

平成26年(2014年) 月 日

上申書(4)

一汚染水対策を先送りし、汚染水漏れを続ける無責任な東電に
怒りの強制捜査を一

福島県警察本部 本部長 御中

告発人武藤類子ほか代理人

弁護士 河合 弘之

同 保田 行雄

同 海渡 雄一

上申の趣旨

告発人らが昨年9月3日に提出し、貴県警により受理された公害等処罰法違反の罪による告発について、告発人らは、最近の本件をめぐる実情を報告し、汚染水対策を先送りにし、手遅れによって大規模汚染水流出を招き続けている東京電力に対する強制捜査に一刻も早く着手されるよう上申する。

上申の理由

目次

1 東京電力による汚染水濃度の過小評価	2
2 相次ぐタンクからの漏えい	2
3 地下水バイパス計画への疑問	3
4 東電の無責任な対応に終止符を打つための厳正な捜査を	5

5	凍土壁方式は間違い、当初検討していた恒久対策に戻すべき	6
6	結論	7

1 東京電力による汚染水濃度の過小評価

福島第一原発の高濃度放射性物質汚染水に関して、環境中への汚染水の漏えい事故が後を絶たない。

東京電力は、福島第一原発で放射能汚染水の濃度が過小評価していた問題で、4月11日、原子力規制委員会の汚染水対策作業部会に補正したデータ168件を提出した。補正したのは、昨年2～9月に採取した地下水や土壤及びトレンチの汚染水データである。

報道によると、昨年7月9日採取の海側井戸地下水のストロンチウム90などのベータ線放射性物質濃度は、当初1リットル当たり89万ベクレルとされていたが、補正後は1リットル当たり3900万ベクレルと40倍以上となった。

また、昨年8月発覚のタンクからの約300トンの汚染水漏れでは、当初、1リットル当たり8000万ベクレルと発表したものが、補正では1リットル当たり2億8000万ベクレルと大幅に修正された。この約300トンの漏えいは、一部が外洋に流出、国際的な事故評価尺度（INES）で8段階の下から4番目に当たる「レベル3」となっている。

次に述べる今年2月の約100トンの汚染水漏れの1リットル当たり2億4000万ベクレルを上回っている。

2 相次ぐタンクからの漏えい

去る2月13日には、海側敷地の汚染を調べるために井戸から、1リットル当たり7万6000ベクレルという地下水としてはこれまでにない高い濃度の放射性セシウムが検出された。この事実は、高濃度放射性物質汚染水による地下水の汚染が極めて深刻なレベルに達している

ことをあらためて示した（甲22 2014年2月13日東京新聞インターネット記事）。

また、2月19日には、H6エリアC1タンクからの漏えい事故があった。漏えい量は約100トンと評価され、全ベータで1リットル当たり2億4000万ベクレルの高濃度汚染水が周辺の土壤や地下水を汚染している。漏えいの原因は、タンクの弁が開け放しにされており、移送先の水位の監視も怠っていたこととされている（甲23の1 2014年2月20日 日本経済新聞夕刊、甲23の2 2月20日東京新聞夕刊、甲23の3 2月21日朝日新聞）。さらに弁操作の開放は故意の可能性を排除できないほか、配管の弁を開けたまま1年も放置するなど、東電の杜撰な危機管理が露呈したといえる（甲24の1 2月23日読売新聞、甲24の2 2月25日東京新聞、甲24の3 2月25日読売新聞）。この事件なども、東電の業務上の過失による環境汚染拡大であり、明らかな公害罪法違反である。

直近では、4月14日、一時貯蔵した高濃度汚染水約203トンが、予定していた貯蔵場所とは別の場所に誤って移送された（甲25の1 特定原子力施設監視・評価検討委員会第10回会合資料4-2 福島第一原子力発電所 集中廃棄物処理施設焼却工作建屋留水の誤った移送について、甲26 2014年4月15日朝日新聞）。さらに、4月16日には、多核種除去装置「ALPS」では約1トンの汚染水が移送先の容器からあふれた（甲27の1 4月17日 東京新聞、甲27の2 4月17日朝日新聞、甲27の3 4月17日産経新聞）。これは容器の水位の監視を怠った単純ミスによるものであったとされている。この事件なども東電の業務上の過失・初歩的なミスによる汚染拡大であり、明らかな公害罪法違反である。

3 地下水バイパス計画への疑問

地下水をくみ上げて海に流す「地下水バイパス計画」の12個の観測井戸は、漏えいまたはその危険性があるフランジ型汚染水貯蔵タンクの

近傍下流側にあるところから、漏えいした汚染水の流下が指摘されている。しかし、他の法兰ジ型タンクの漏えい検査は全く行われておらず、漏えいの実態、原因、影響の範囲等の調査も実施されていない。

これまでの汚染の実態とこのような無責任極まりない管理の現状では、「地下水バイパス計画」が、果たして実効性ある計画なのか、極めて疑問である。計画の実施を強行すれば、むしろ汚染を拡大することになる可能性がある。

昨年12月、IAEA調査団は、「基準値を下回るものは、海への放出も含めて検討」「一定の管理下での放水」などとしたが、濃度の規制をいくらいっても総量が規制されない以上、毎日100トンも放射能汚染水を海洋に放出すれば、海洋汚染は進むばかりで生体濃縮による海産物の汚染拡大から人体への影響を未然に防止できるのか、甚だ疑問である。また、汚染水対策全体からすれば、「地下水バイパス計画」は緊急対策であり、地下水放出による汚染水の抑制効果は、1日20～120トン程度である。原子炉建屋周辺の遮水壁の設置など、抜本対策の早期実施が必要である。問題の核心は、溶融炉心を水冷していることにあり、空冷化に踏み切らない限り、何も解決しない。

このような中、福島県漁業協同組合連合会は、3月25日の組合長会議で「地下水バイパス計画」の容認を決め、「放射性物質濃度などの目標の遵守」などの要望書を提出し、「廃炉の一助になるよう責任ある対応をした」として「苦渋の決断」をした。これは、東京電力と国が汚染水に対する自らの無能無策を「地下水バイパス」という形で漁業者に押し付けるもので誠に無責任極まりないものである。放射能汚染水の漏えい、海洋放出問題は、漁業者の生活権ばかりでなく、消費者・生活者としての全国民の健康権・生存権の問題であり、こと海洋として海外ともつながっており国際問題でもある。

4 東電の無責任な対応に終止符を打つための厳正な捜査を

このように、いわば初步的なミスに漏えい続出し、地下バイパスなどの応急処理にばかり注力し、抜本的な対策がとられない背景には、初動における対応の間違いについて、捜査機関の厳しいメスが入っておらず、東京電力の組織の危機感が弛緩しているのではないかということが指摘できる。

イタリアでは、地震の予知に失敗したとの理由で、地震学者が実刑の判決を受けている。

「2009年に発生したイタリア中部地震で大地震の兆候を警告できなかったとして、イタリアのラクイラ地裁は22日、防災庁付属委員会メンバーの地震学者ら7人に対し、禁錮6年の実刑判決を言い渡した。地震予知の失敗で刑事责任が争われるだけでなく、求刑の禁錮4年を上回る内容」と報じられている（2012年10月24日東京新聞）。

本件汚染水放出は地震よりも予見可能であり、上申書(3)でも述べたように、東京電力は汚染水の流水を認識しており、その対策も可能であったのだ。

相次ぐ汚染水漏れの根本的原因は、東電と国による恒久対策がとられず、果てしのない対症療法が続けられていることがある。

告発人らは、個別の対応のミスそのものも看過することはできないが、より根本的な原因にメスを入れるような捜査を願っている。

汚染水タンクは常に満水に近い状態での運用が続いている、こうしたミスを未然に防止するための体制が構築されていない。

高濃度放射性物質汚染水による海洋汚染を防止するための根本的な対策は、これ以上無用な汚染水を発生させず、また、海洋に流れ出ることを防止することである。このような対策は平成23年（2011年）の6月の段階で決定し、実行することができたことは告発状、その後の上申書において繰り返し述べてきた。告発の指摘の正しさは、次に述べ

るようすに、最近の専門家の意見からも裏付けられる。

5 凍土壁方式は間違い、当初検討していた恒久対策に戻すべき

東京電力においては、根本的な対策として、凍土方式の遮水壁を構築することが検討されており、政府も平成25年（2013年）9月に国費の投入を決定した。

しかし凍土方式の遮水壁は、現在のところ、わずか10m四方を囲む範囲の実験がなされているに過ぎない。本年7月から本格工事に着手する予定の凍土壁は、4つの原子炉建屋とタービン建屋を囲む総延長1.5km幅1.5m深さ30mに及ぶものである。このように大規模でしかも数年を越える長期運用を前提にした凍土壁施工の実績はない。

すでに日本陸水学会は、平成25年（2013年）9月20日に「凍土遮水壁では放射性物質を長期間完全に封じ込めることが出来ないだけでなく、より大きな事故を引き起こす可能性が高い」ことを指摘し、「他の工法による原子炉及びその周辺施設を完全に外部から遮断できる抜本的な対策の選択を要望」した（甲28「福島第一原発における凍土遮水壁に関する意見書」¹⁾）。また、原子力規制委員会も、大規模凍土壁の構築と長期維持の技術的困難以外に、凍土壁運用中の「原子炉建屋内部の止水」方法の検討がないことも挙げ、凍土壁に重大な疑問を呈している（甲25の2 特定原子力施設監視・評価検討委員会第10回会合参考3前回会合後に外部専門家から提出されたご意見）。この止水がなければ、凍土の解凍により汚染源は再び水を得て汚染水問題は再燃する（甲29 2014年4月17日産経新聞）。

このように凍土方式の遮水壁は、高濃度放射性物質汚染水による海洋汚染を未然に早急に防止する対策としての、技術的な条件を満たしていない。

¹⁾ http://www.jslim.jp/PDF2013/Ikensho_Fukushima_2013.doc

東京電力そして政府も、凍土方式の遮水壁にこだわること無く、技術的な有効性が確立している方法で、一刻も早く、汚染源への地下水流入を恒久遮断する工事を計画・実行すべきである。告発人らもこのような対策を強く求めるものである。このような対策が、前向きに進められるような体制を作るためにも、貴県警における捜査を加速させ、東京電力の刑事責任を明らかにし、その無責任な対応に終止符を打つべきである。

6 結論

このような事態を引きおこした直接的な原因が、自社の経理的信用悪化を懸念して、遮水壁の構築を先送りにし、その後も溶融燃料と地下水の接触を断つ遮水壁の構築を見送った東京電力役員の決定的な判断ミスにあることは明らかである。

このような典型的な有害物質の排出行為が、公害罪法違反に問えずして、どのような行為が公害罪にあたるのか。いまも、東京電力は証拠隠滅工作を行っている疑いが強い。

福島県民、日本国民、そして世界中の市民の怒りを形とし、汚染水対策を先送りにし、手遅れによって大規模汚染水流出を招いた東京電力に対する強制捜査に一刻も早く着手されるよう、あらためて強く求めるものである。

以上